

令和7年度 浜松市国民健康保険料【概算】

(下表は、世帯のうち1人だけに所得がある場合のものです。)

●下記の表は「概算」の保険料です。**実際の保険料とは異なる場合があります。**

実際の金額は「国民健康保険料決定通知書」の金額です。参考としての金額となることを予めご了承ください。

●保険料率などは年度ごとに決まりますので、試算したい年度が異なる場合は、目安としてご利用ください。

●国民健康保険料は、加入月数分の保険料を、加入の届出の翌月から3月までの納期に分けてお支払いいただきます。また、各期の納付金額は加入手続きを行った時期によって異なります。

●下記の年間保険料額は「保険料の法定軽減」が適用されていない金額です。

所得が一定の金額以下の場合、表記の金額から減額となる可能性があります。

給与収入額	総所得金額等	加入者数別年間保険料						
		1人		2人			3人	
		介護なし	介護あり	介護なし2人	介護あり1人 介護なし1人	介護あり2人	介護なし3人	介護あり2人 介護なし1人
55万円以下	0円	66,000円	80,500円	102,000円	116,500円	131,000円	138,000円	167,000円
100万円	45万円	67,800円	82,600円	103,800円	118,600円	133,100円	139,800円	169,100円
200万円	132万円	150,900円	182,300円	186,900円	218,300円	232,800円	222,900円	268,800円
300万円	202万円	217,700円	262,400円	253,700円	298,400円	312,900円	289,700円	348,900円
400万円	276万円	288,400円	347,100円	324,400円	383,100円	397,600円	360,400円	433,600円
500万円	356万円	364,800円	438,700円	400,800円	474,700円	489,200円	436,800円	525,200円
600万円	436万円	441,200円	530,300円	477,200円	566,300円	580,800円	513,200円	616,800円
700万円	520万円	521,400円	626,500円	557,400円	662,500円	677,000円	593,400円	713,000円
800万円	610万円	607,400円	729,600円	643,400円	765,600円	780,100円	679,400円	816,100円
900万円	705万円	698,100円	838,300円	734,100円	874,300円	888,800円	770,100円	924,800円
1,000万円	805万円	793,600円	952,800円	829,600円	988,800円	999,600円	865,600円	1,035,600円
1,200万円	1,005万円	905,000円	1,075,000円	916,000円	1,060,000円	1,086,000円	920,000円	1,090,000円
1,300万円	1,105万円	920,000円	1,090,000円	920,000円	1,060,000円	1,090,000円	920,000円	1,090,000円

※「介護なし」は未就学児を除く39歳以下または65歳以上の方、「介護あり」は40歳から64歳の方が該当します。
(「未就学児」とは令和8年3月31日に6歳以下の子どもをいいます。)

※表は加入者の構成例ごとに給与収入別の保険料の金額を示しています。

※世帯の1人(介護あり世帯の場合は介護ありの1人)にのみ給与所得があるものとして計算しています。
また「介護あり」の場合、「介護あり」の対象者に給与所得があるものとして計算しています。

■所得について

・前年中のすべての所得(退職所得を除く。)を合計した金額で、地方税法における「総所得金額等」をもとに計算します。

・給与の場合は、「給与所得控除後の金額」(給与収入ー給与所得控除額)が所得です。

・年金の場合は、「公的年金等の雑所得」(公的年金等収入額ー公的年金等控除額)が所得です。非課税年金(遺族年金・障害年金)は年金所得に含みません。

・分離課税される譲渡所得や配当所得も含みます。

※なお、地方税法における総所得金額等とは以下の点が異なります。

・特別控除が適用されている土地・建物等の譲渡所得は、特別控除後の金額です。

・雑損失の繰越控除については、損失の繰越控除を行いません。(純損失の繰越控除は行います。)

・「非自発的失業者の国民健康保険料軽減制度(会社都合等で退職した人を対象とした保険料軽減制度)」に該当した場合は、給与所得金額を100分の30として計算します。

※保険料についてのお問い合わせは、住所地の福祉事業所国民健康保険担当課までお願いします。